議員発議案第2号

相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震、そして本県を暴風域に巻き込んだ台風24号及び25号など、大規模な自然災害が頻発し、本県をはじめ国内各地で、家屋の倒壊や浸水、土砂崩れ、大規模な停電・断水、道路や鉄道をはじめ交通機関への影響など、甚大で広範囲に及ぶ被害をもたらした。また、多くの死者や行方不明者が発生し、今なお避難生活を余儀なくされている方もいる。被災自治体は早期の復旧・復興、被災者支援に万全を期し、被災者の方々が一日でも早く安全・安心に生活できるよう全力で取り組んでいるが、莫大な財源や人的資源、そして専門的な知識や技術を必要としている。

第197回臨時国会では、一連の災害の被災地の復旧・復興や、公立小中学校等へのエアコン設置、ブロック塀改修等に対応し必要な財政措置を講ずるための平成30年度補正予算案が提出されたが、その内容は被災自治体の具体的な復旧事業に対して、国が負担すべき所要額の増額等にとどまるものである。

よって、国においては、相次ぐ甚大な災害の発生に鑑み、被災自治体が財政面で 安心感をもって、的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるようにするため、国 による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要であり、下記の事項について 全力で取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 被災自治体の要望を踏まえ、第二次補正予算案を早急に編成すること。
- 2 被害自治体において生じる復旧・復興対策等に係る特別の財政需要について、 十分な財政支援を講じること。また、復旧・復興に財政上の支障が生じないよう、 特別交付税の特例的な増額や別枠措置、東日本大震災に係る震災復興特別交付税 のような通常の特別交付税とは異なる特例を設けるなど、積極的な財政支援を行 うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月4日

宮崎県議会

森 殿 衆 議 院 議 長 大 島 理 院 伊 達 忠 参議 議 長 殿 内閣総理大臣 安 倍 晋 三殿 財 務 大 臣 麻 生太 郎殿 大 石 田 真 総 務 臣 敏 殿 内閣官房長官 菅 義。偉 殿 内閣府特命担当大臣 山本順三殿 防 災 ()